

○南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町空き家・空き地バンク制度設置要綱(平成23年南伊勢町告示第11号)に定める空き家の有効活用並びに町内への若者の移住及び定住を促進するため、予算の範囲内において、空き家バンク登録物件におけるリフォーム工事に要する経費の一部を補助することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない町内に存在する建物(近く居住しなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (3) 対象物件 空き家バンクにより成約した物件をいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 移住者 転入前に5年以上連続して町外に居住していた者で、転入してから3年以内の者、又は5年以上連続して町外に居住している者で、転入することが決定している者をいう。
- (6) 10年定住型 町内に10年以上定住すると宣誓することをいう。
- (7) 3年定住型 町内に3年以上定住すると宣誓することをいう。
- (8) リフォーム工事 対象物件の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (9) 子ども 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象物件におけ

る台所、トイレ、風呂、居室、内壁、外壁及び屋根等の居住に係るリフォーム工事とする。
ただし、補助金交付の申請から1年以内に完了する工事とする。

2 前項に定める補助対象事業のうち、次の各号に掲げる工事等に係るものは、補助対象外とする。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器を設置する工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 対象物件に10年(3年定住型の場合は3年)以上定住することを誓約すること。
- (2) 補助金交付申請時に本人又はその配偶者のいずれかが満18歳以上45歳以下であること。ただし、子どもを監護している2親等以内の親族は、この限りでない。
- (3) 空き家等有効活用推進支援補助金を利用していない者であること。
- (4) 本人及びその世帯に属する世帯員並びに対象物件に居住を予定している者が、税等に滞納がないこと。
- (5) 対象物件の所有者との関係が、売買契約物件の場合は3親等以内、賃貸借契約物件の場合は民法(明治29年法律第89号)第725条に定める親族でないこと。ただし、移住者については、2親等以内又は法定相続人でないこととする。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又はその暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の上限額及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助金区分	上限額	補助率
10年定住型	1,500,000円	10／10
3年定住型	500,000円	1／2

2 補助金の交付回数は、同一物件又は同一人に対し、1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象物件の成約日から1年以内に、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事の内容が分かる図面(平面図等)
- (3) 対象物件の外観及び施工予定箇所の工事着工前の写真
- (4) 空き家バンク利用に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (5) 定住宣誓書(様式第2号)
- (6) 対象物件とその土地の登記事項証明書(賃貸の場合は、固定資産税評価証明書も可)
- (7) 町税等納入状況確認承諾書(様式第3号)
- (8) 戸籍謄本(移住者の場合は戸籍の附票も合わせて提出)
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請の際に10年定住型、又は3年定住型のいずれかを選択しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(事業の計画変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金計画変更(中止)承認通知書(様式第6号)により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の領収書の写し
- (2) 工事を行った箇所の工事後の写真
- (3) 住民票謄本(世帯全員の住民票)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助対象事業の完了を確認し、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現場調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書(様式第8号)により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付請求書(様式第9号)により町長に請求しなければならない。
この場合において、補助金の概算払の請求はできないものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はその他法令の規定に違反したとき。
- (3) 当該補助事業の完了の日から定住宣誓期間中に対象物件を貸与、売却、取り壊し、又は対象物件からの転居、転出等の理由により居住しなくなったとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをおこなった場合において、既に補助金が交付されているときは、南伊勢町空き家バンクリフォーム補助金返還命令書(様式第11号)により、次の表に定める金額の返還を命じることができる。

10年定住型	当該事業完了の日からの経過年数	返還を求める金額(1,000円未満切捨て)
	1年未満	交付額の100%
	1年以上2年未満	交付額の90%
	2年以上3年未満	交付額の80%
	3年以上4年未満	交付額の70%
	4年以上5年未満	交付額の60%
	5年以上6年未満	交付額の50%

	6年以上7年未満	交付額の40%
	7年以上8年未満	交付額の30%
	8年以上9年未満	交付額の20%
	9年以上10年未満	交付額の10%
3年定住型	1年未満	交付額の100%
	1年以上2年未満	交付額の50%
	2年以上3年未満	交付額の25%

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした書類を整理し、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保管しなければならない。

(定住の確認)

第16条 補助金の交付を受けた者は、その翌年度から10年間(3年定住型の場合は3年間)、毎年度6月30日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 定住確認書(様式第12号)

(2) 住民票謄本(世帯全員の住民票)

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第64号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年5月1日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月1日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月12日上下水道課管理告示第2号)

この告示は、南伊勢町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年南伊勢町条例第31号)の施行の日から施行する。

附 則(令和7年10月1日告示第163号)

この告示は、公布の日から施行する。